

# ダイオキシン類対策措置法の施行について

ダイオキシン類による環境汚染の防止・除去等を図るため、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月に公布され、平成12年1月15日までに施行されます。

次に示す特定施設を設置している工場・事業場は、法律の施工後30日以内に特定施設の届出を県知事に行うことが必要となりますので、最寄りの保健所（新発田、三条、長岡、六日町、上越、相川、**小須戸町は新津保健所**）まで必ず届出を行ってください。新たに特定施設を設置する場合も事前に届出を行うことが必要です。

このほか、排出基準の遵守、排出ガス、排出水中のダイオキシン類濃度の測定等を行うことが必要となります。

## 1、大気関係の特定施設

- (1) 廃棄物焼却炉
- (2) 製鋼用電気炉
- (3) 鉄鋼業焼結施設
- (4) 亜鉛回収施設
- (5) アルミニウム合金製造施設

なお、廃棄物焼却炉については、炉の火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/時以上とされ、事業場内で一般廃棄物や産業廃棄物の焼却に使用している極小規模のものまで規制対象となる予定ですので、事業所内にそのような施設があるかどうか確認してください。

## 2、水質関係の特定施設

- (1) 廃棄物焼却施設の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰ピット
- (2) クラフトパルプ製造の用に供する施設のうち塩素系漂白施設
- (3) 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- (4) PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設
- (5) アルミニウム合金製造施設に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- (6) 塩化ビニルモノマー製造の用に供する施設のうち二塩化エチレン洗浄施設
- (7) 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設
- (8) 上記施設を設置する事業場から排出される水の処理施設

### お問い合わせ先

県環境衛生部 環境対策課 環境保全係 (TEL 025-280-5154 FAX 025-280-5166)  
新津保健所 環境課 (TEL 0250-22-5171 FAX 0250-22-5188)

みなさんの声を聞かせてください。

## 道路整備についての意見を募集します。

新潟県では、新潟地域広域市町村圏が一体となった地域づくりを行っていくため、これを支援する道路整備のあり方を検討しています。

これにあたり、アンケート調査を実施し、住民の皆様が日頃お感じになっていることについて意見を募集しています。

役場建設課窓口に意見募集用の資料を備え付けてあります。また、インターネットホームページでも実施しています。アドレスは次のとおりです。

http://www.pref.niigata.jp/doboku/niitu/  
期間 平成12年1月14日～平成12年2月15日

### お問い合わせ先

新津土木事務所 計画調整課  
(TEL 0250-24-9674)

## 工業統計調査にご協力ください

石油等消費構造統計調査・新潟県地場中小工業統計調査にご協力をお願いします。

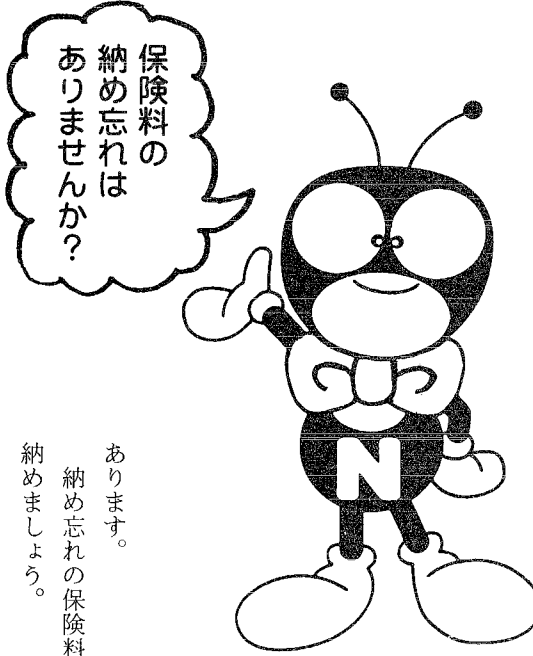
製造事業所の皆様には、毎年、工業統計調査及び石油等消費構造統計調査（製造業）にご協力いただき、ありがとうございます。

工業統計調査は、我が国の製造業の実態を明らかにするために、全国の製造業の事業所を対象として、毎年12月31日現在で調査を行っています。

石油等消費構造統計調査は、製造業のエネルギー消費の実態を明らかにするために、従業員30人以上の工場を対象に、工業統計調査と同様に毎年12月31日で調査を行っています。

統計調査によって得られたデータは統計以外では使われませんのでご安心ください。当町でも調査員が各事業所へ統計調査のお願いにまいりますのでご協力をお願い申し上げます。

# ゆめあり通信 みんなで支える国民年金



新潟県国民年金マスコットゆめあり(夢あり)君

保険料の納め忘れはありますか？

国民年金の保険料は、役場から発行された納付書等により納めることになっていきます。忙しくて、毎月保険料を納めに行くのが大変という方は、口座振替をご利用ください。平成十一年度分の保険料は、平成十二年四月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書では納めることができなくなります。保険料の納め忘れが多くなると、老後の支えとなる老齢基礎年金はもちろんのこと、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。

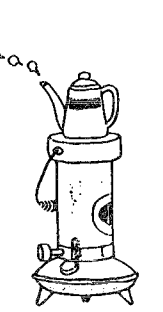
### 前納制度を利用しましょう

国民年金には将来の一定期間の保険料を前もって納めることができる「前納制度」があります。保険料を前納すると年5.5%の割引があり、大変お得です。

●4月中に1年分を前納すると

4月から1年分を月々納めた場合 (13,300円×12月)	= 159,600円
4月中に1年分を前納した場合	= 155,750円
<b>割引額 3,850円</b>	

注:これは平成11年度保険料によるものです。



「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。国民年金や厚生年金などから支払われる老齢年金は、一定額以上になると所得税がかかります。老齢年金を受けられている方には、源泉徴収された税額、平成十一年中に支払われた年金の総額などが記載された「公的年金等の源泉徴収票」が平成十二年一月末日までに社会保険庁から送付されます。

二か所以上から年金を受けている方や、年金以外に給与などの所得がある方は、確定申告をするときに必要となりますので大切に保管してください。

詳しくは、社会保険事務所または社会保険業務センターへお問い合わせください。

※障害年金・遺族年金の受給者は、税金がかかりませんので「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。

納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

どうしても保険料を納めるのが困難なとき

病気や経済的な理由で、どうしても保険料を納めることが困難な場合に、申請し承認されると、その年度末まで保険料が免除されます。

### 免除を受けた期間

免除を受けた期間は、年金を受けるための資格期間に算入しますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときには、保険料を納めた期間の三分の一の金額に算入されます。

ただし、免除された期間は十年以内であれば、当時の保険料に一定の額を加算した保険料で追納することができます。ゆとりができたなら追納をしましょう。